
シンポジウム報告

台湾海峡の安全保障における日本の役割

林賢参（国立台湾師範大学東亜学科助教授）

一、はじめに：自助，バンドワゴン，およびバランス戦略

国際体系におけるアナーキーの状態下で、国家は自国の生存と独立を守るために、国防を強化するほか、「バランス」(balance)と「バンドワゴン」(bandwagon, 勝ち馬に乗る)という二つの同盟戦略がある。「バランス」とは、国家が優越的な勢力の余分の力を相殺するため、ほかの中小諸国と連携し、自国に有利な勢力均衡を保とうという「バランス・オブ・パワー」(balance of power)の論理である。また、「バンドワゴン」とは、比較的に弱い中小国は他国のもつ余分の力や安全の恩恵にあずかろうとの動機で、優越的な勢力と組もうとするものである。

例を挙げると、冷戦中、強者アメリカは中ソ同盟の勢力圏拡大を防いだり、その脅威を軽減したりするため、比較的に弱い日本、韓国、および台湾などと同盟を結び、東アジア地域におけるアメリカの優勢を維持することに務めてきた。また、ニクソン(Richard M. Nixon)米政権が1969年1月に発足して以降、アメリカが対中政策を急転換して中国をソ連を封じ込めるための「暗黙の同盟国」(tacit allies)として戦略的協力関係を実現したことは、時々の利害に基づくものではあるが、ソ連の勢力を相殺して「バランス」する戦略的思考である。同じように、ポスト冷戦時代、特に21世紀に入ると、アメリカが日米同盟の「再定義」を通じて日本との防衛協力を強化して「軍事一体化」を目指すことも、新たな日米同盟を「国際公共財」としてポスト冷戦時代のアジア太平洋地域における権力構造の変化（特に中国の台頭）や脅威を「バランス」させるための手段である。一方、米側の「バランス」のやり方に対し、アメリカの同盟諸国は、いずれもアメリカとの同盟関係を組むことによって、アメリカの優越的な力による世界秩序（平和）という「パックス・アメリカナ」(Pax Americana)の恩恵にあずかろうとい

表1：「バランス」と「バンドワゴン」の論理

同盟形成のパターン			
		バランス	バンドワゴン
同盟形成の要因	パワー	勢力均衡 (支配的勢力に対抗して力の弱い側につく)	利益獲得と勢力拡大のためのバンドワゴン (力の優越した側につく)
	脅威	脅威の均衡 (大きな脅威に対抗して小さな脅威や脅威でない側につく)	損失回避とサバイバルのためのバンドワゴン (脅かしている側につく)

出典：土山實男《安全保障の国際政治学》（東京：有斐閣，2004年），305ページ。

う「バンドワゴン」の論理で，中ソの脅威を相殺したり，自らの利益を獲得したりするのである。モーゲンソー（Hans J. Morgenthau）が指摘するように，「同盟は勢力均衡の函数」である¹⁾。

他方，中小国は脅威を感じる時，ほかの大国と同盟を結んでその脅威を「バランス」させるという選択肢がある。これは，ウォルト（Stephen M. Walt）が提起した「脅威のバランス」（balance of threat）の論理である²⁾。ウォルトによると，「ソ連の重大な脅威があるという共同の認識がなければ，北大西洋条約機構（NATO）は誕生しなかったであろう。したがって，ソ連がNATOを生んだのである」というのである³⁾。ポスト冷戦時代において，日本が「同盟漂流」といわれた日米安保体制を維持し続けるのは，台頭している中国や北朝鮮の核開発による潜在的脅威を「バランス」させるほか，日米安保体制を利用して東アジア地域の安全保障 이슈，特に日本のシーレーン（Sea lines of communication, SLOC）防衛に係わる台湾海峡などの安全保障への関与を正当化する狙いもうかがわせる。当然ながら，台湾も同じような戦略的思考で，アメリカとの同盟関係（1954年～1980年の米華相互援助防衛条約）または「准同盟関係」（1979年4月米議会がイニシアチブをとって制定した台湾関係法）を維持して中国の脅威を「バランス」させる狙いである。

要するに，「勢力のバランス」の論理が強い勢力に対抗あるいは牽制するため，比較的に弱い国家と同盟を組むのに対し，「脅威のバランス」の論理は，大きな脅威に対抗するためより小さな脅威や脅威ではない国と手を組むと主張するものである。こうした

1) 土山實男《安全保障の国際政治学》（東京：有斐閣，2004年），301ページ。

2) Stephen M. Walt, *The Origins of Alliances* (Ithaca: Cornell University Press, 1987).

3) Ibid., pp.75-76.

議論について、土山實男は上記の表1をまとめている。したがって、小論はこうしたリアリストの「バランス」の論理から、台湾海峡の安全保障における日本の役割を分析しようと試みる。その分析にあたり、台日の国交維持期間中（1952～72年）、国交断絶後から1990年代前半（1972～1995年）、および1990年代後半から今までの三つの段階に分けて議論を進める。

二、日米安保体制と台湾海峡の安全保障とのリンケージ

ウォルトの研究によると、脅威の程度を検証するための四つの指標は、「全体的なパワー」(aggregate power)、「地理的な近接性」(geographic proximity)、「攻撃力」(offensive power)、「侵略の意図」(aggressive intentions)が含まれている⁴⁾。これらの指標をもって冷戦初期の東アジア情勢を検証すると、中ソ同盟条約の締結、朝鮮戦争の勃発およびその後中国の介入は、いずれも同地域におけるアメリカの利益ばかりではなく、台湾と日本の安全保障にも深刻な脅威を及ぼしたものであった。

アメリカは1950年2月に締結された中ソ友好同盟相互援助条約に伴う東アジア地域の権力構造の変化と脅威を「バランス」させるため、1951年9月に日米安全保障条約を、1953年10月に米韓相互防衛条約、そして1954年12月に米華（台）相互防衛条約をそれぞれ締結した。事実上、かつてアメリカが1954-55年と1958年に起きた二回の台湾海峡危機の対応に当たったのは、在日米軍であった。また、1996年3月、中国が李登輝・台湾総統の私的訪米を報復としてミサイル試射などを行った軍事演習による三回目の台湾海峡危機が起きた際にも、アメリカが中国をけん制するために派遣した二つの空母機動部隊の一つは、日本横須賀を事実上の母港とする米海軍第七艦隊の空母「インディペンデンス」機動部隊であった（もう一つはペルシャ湾に展開している第5艦隊の原子力空母「ニミッツ」）。この三回目の危機で、中国が台湾の近海を標的として打ち込んだミサイルは、台湾北部と日本南西諸島の与那国島との中間点あたりに着弾したゆえ、日本にとって対岸の火事ではなかった⁵⁾。

米ソ冷戦対立の厳しさ、朝鮮戦争の勃発とその後中国の介入によって、もとより非軍事化と民主化を中核とする戦後アメリカの日本占領政策が見直されており、日本の再軍備が求められてきた。坂元一哉によると、1951年1月から始まった対日講和と講和後の日本安全保障のあり方をめぐる日米の交渉では、アメリカ側が国連憲章に基づく安全保障条項をもつ平和条約、米軍の日本駐留の内容を盛り込んだ日米協定、日本再軍備を促

4) Ibid., pp.21-26.

5) 西原正・土山實男共編《日米同盟Q & A100》（東京：亜紀書房、1998年）、36-37ページ。

進するための太平洋協定の三つを軸とする安全保障構想を提示したのに対し、日本側は講和後の安全保障をアメリカに頼り、米軍の基地駐留を認める、当面、再軍備はしない、基地駐留を認める取り決めの形式については三つの原則を確保する、という方針を立てていた⁶⁾。日米交渉にあたり、米軍が必要ならば、日本の基地を利用して中国やソ連に対する作戦、また公海上での作戦を含む極東における軍事作戦を遂行できるという米軍の強い要請により、条約第一条の修正としていわゆる「極東条項」が挿入された⁷⁾。米軍の狙いは、日本に駐留する米軍が日本防衛だけではなく、極東有事にも使えるようにするためである。

1952年4月に発効した日米安保条約第一条において、日本国内に駐留する米国の軍隊が「極東における国際の平和と安全の維持に寄与」という規定は、まさに「極東条項」である。しかし、軍国主義復活の危険性と経済的困難をたてにして、日本の再軍備を「非常にゆっくり行う」という吉田路線のもとで締結された日米安保条約は、日本が基地を米軍に貸して安全保障を得るという「物と人との協力」関係であり、自力で防衛することさえもできない日本は同条約第一条に基づいて、台湾海峡を含む極東地域の平和と安全の維持に当たる米軍に基地を提供する役割を果たすにとどまる。

また、1960年6月に発効した新しい（現）日米安保条約は既述した旧条約の「極東条項」を保留し、その前文で、「両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮」と強調するほか、その第六条で「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」と規定している。同条約の批准にあたり、「極東」の範囲について、日本の国会で紛糾が起きたので、岸信介内閣は同年2月26日、次のように政府統一見解を発表した⁸⁾。

日米両国が、条約にいうとおり共通の関心をもっているのは、極東における国際の平和及び安全の維持ということである。この意味で実際問題として両国共通の関心の的となる極東の区域は、この条約に関する限り、在日米軍が日本の施設及び区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域である。かかる区域は、大体において、フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域もこれに含まれている。

6) 坂元一哉『日米同盟の絆：安保条約と相互性の模索』（東京：有斐閣、2000年）、26と39ページ。

7) 前掲、56-57ページ。

8) 「極東の範囲（昭和35年2月26日政府統一見解）」、外務省『日米安保体制Q & A』、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/qa/03_02.html>。

…（中略）この区域に対して武力攻撃が行われ、あるいは、この区域の安全が周辺地域に起こった事情のため脅威されるような場合、米国がこれに対処するため執ることのある行動の範囲は、その攻撃又は脅威の性質いかんにかかるのであって、必ずしも前記の区域に局限されるわけではない。

つまり、「フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって、韓国及び中華民国の支配下にある地域」という極東地域で起きた攻撃または脅威に対し、アメリカが対処するための行動をとることを決めたら、日本はそれに協力する、ということである。さらに、1995年11月28日、冷戦後の日米同盟を「再定義」の一環として「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」が閣議決定された際、この「極東」の範囲の解釈に関する政府の統一見解は変更されない旨を内閣官房長官談話として発表した⁹⁾。

1969年11月、訪米した佐藤栄作首相はニクソン（Richard Nixon）米大統領との首脳会談で、沖縄返還にあたり、極東地域における沖縄の米軍基地の抑止力を損なわないようにするため、日本と台湾を含む極東地域の安全保障を関連づけ、引き続き米国の極東戦略に協力する姿勢をアピールした。21日に発表された「佐藤栄作総理大臣とニクソン大統領との間の共同声明」では、佐藤首相は「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素である」（いわゆる「台湾条項」）と表明した¹⁰⁾。この共同声明は、日本政府が台湾海峡の安全保障と日本の防衛とをリンクするはじめてのコミットメントであるが、日本政府が沖縄返還を実現するための便宜措置として利用する意図も否定できない。添谷芳秀によると、佐藤首相がそれに合意した原因は、沖縄返還の代償として受け入れざるを得ないと判断したからであった¹¹⁾。このように、1960年代の終わりまで台湾海峡の安全保障は、日米安保条約と米華相互防衛条約によって守られてきたのであった。

三、台日断交後の日本の役割

ニクソン米大統領は1971年7月15日、東アジアにおける権力構造の地殻変動をもたらした自らの北京訪問を発表した。この「ニクソン・ショック」により、「北京行きのバスに乗り遅れるな」という現象は、日本政界に沸き立ち、日中関係は急速に国交正常化

9) 〈資料12「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」に関する内閣官房長官談話〉、《平成15年版日本の防衛》（防衛白書）、<http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2003/2003/html/15s12000.html>。

10) 西原正・土山實男共編、前掲、251-253ページ。

11) 添谷芳秀《日本の「ミドルパワー」外交》（東京：ちくま新書、2005年）、121ページ。

へと動き出した。翌年9月29日、訪中した田中角栄首相は、中国政府との間に国交樹立を旨とする共同声明を発表した。それをきっかけに台湾は声明で日本との国交を断絶すると発表した。同年12月初め、台湾と日本はそれぞれ民間団体の「亜東関係協会」と「交流協会」を設置し、国交断絶後の実質的な関係の維持にあたる。それにより、その後の台日中三者関係のあり方を定める、いわゆる「1972年体制」が形成されたのである。

実際には、1970年初めから、米中関係改善の模索と日中国交樹立により、前述した佐藤とニクソンの共同声明で示された「台湾条項」の性格は変化したことが見られる。日中国交が樹立されたばかりの1972年11月、田中角栄内閣の外務大臣大平正芳は、国会で次のように答弁した。つまり、「台湾条項」は1969年当時の台湾地域の情勢認識を前提としており、「この地域をめぐる武力紛争が現実には発生する可能性はなくなったと考えられますので、かかる背景に照らし、右の認識が変化したというのが政府の見解でございます」¹²⁾とされる。言い換えれば、日米両国を中国の反ソ「国際統一戦線」にひきつけようとする中国が台湾海峡で日米と事を構える考えがなくなったので、台湾海峡の安全保障における日本側の役目はもう終わった、ということである。

1970年代以降、アメリカの相対的国力の低下、およびアジア同盟諸国の自衛戦力の強化を求める「ニクソン・ドクトリン」の発表により、アメリカに捨てられるのを恐れた日本政府は、アメリカの東アジア安全保障に対するコミットメントの信憑性の低下を懸念するため、いかに日米安保体制の有効性を確保するかを再検討するようになった。当時注目されたのは、その後防衛事務次官に就任した久保卓也が提唱した安全保障観であった。久保氏は、日米安保が「当初持っていた共産圏封じ込めの役割は後退し、この地域における戦争の抑止、したがって現状の固定化を目標とするものになっている」と分析するうえで、「極東地域における平和と安全が実証されるまでは、日米双方にとって安保条約の存続が望ましいであろう」と結論付けたのである¹³⁾。つまり、それは日米安保体制が共産主義の拡張を封じ込める役割から地域紛争を抑止するための「国際公共財」に変えるべきだという議論であった。

こうした日米安保体制の意義付けの変化の流れを汲んで、日本政府は日米安保体制における日本側のより積極的な役割を果たそうとしている。1975年8月の日米安全保障協議委員会の設置決定と1978年11月に日米両政府が合意した『日米防衛協力のための指針』（1997年9月の新たな指針と区別するため、以下、旧ガイドラインと略す）は、当時日本政府の安全保障的考えを代弁したものであるといつてよい。「極東有事」を定める旧ガイドラインの第三部は、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影

12) 五百旗頭真《戦後日本外交史（新版）》（東京：有斐閣、2006年）、165ページ。

13) 五百旗頭真、前掲、164ページ。

響を与える場合」,つまり「極東条項」に関しては,「日米両政府は,情勢の変化に応じ随時協議」し,日本が「法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方について,あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には,米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる」¹⁴⁾と記述される。マイケル・グリーン (Michael J. Green) によると,旧ガイドラインをめぐって日米が交渉する際,日本は中国の反発を恐れるため,『日中平和と友好条約』を梃子にして,日本の台湾(そして韓国)の安全保障に対する明確なコミットメントを旧ガイドラインに書き込もうとしたアメリカの要求をはねつけ,極東地域の事態における日米の協力について,「情勢の変化に応じ随時協議する」というあいまいな表現にとどまっているという¹⁵⁾。しかも,「極東有事」の研究は1982年に行われ始めたが,日本側の消極的態度により,進展は少なかった¹⁶⁾。

一方,カーター (Jimmy Carter) 米政権は「中国と連携し,ソ連を抑止する」という考えで,1979年元旦から中国との国交を樹立することを決定した。アメリカ議会は断交後の米台間の実質的關係を維持し,引き続き台湾への安全保障をコミットするため,4月10日,『台湾関係法』を制定し,大統領が議会と相談するうえで,憲法の手続きに従って台湾海峡の危機に対応すると規定している。台湾の安全保障の側面から見れば,同法のコミットメントは米華相互防衛条約のそれより強くないが,日米同盟と台湾海峡の安全保障をリンクするような役割に変わりはない。1970年代以降,中国は「米国と連携し,ソ連を抑止する」という考えにより,またかつての「武力解放」を,「一国二制度,平和統一」という政策に変えたことで,台湾海峡の安全保障問題が焦点ではなくなった。こうした中国側の対台湾政策の転換は,前述した大平正芳外相の国会答弁にもつながっていると考えられる。

四、日米安保「再定義」と台湾海峡の安全保障

1995年2月,ナイ (Joseph S. Nye) 国防次官補の主導で,米国防総省は「東アジア・太平洋地域の安全保障戦略報告」(通称:「ナイ・レポート」)を公表した¹⁷⁾。「ナイ・レ

14) 旧「日米防衛協力のための指針」,《防衛省・自衛隊》,<<http://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/sisin/index.html>>。

15) Michael J. Green, *Japan's Reluctant Realism* (New York: Palgrave 2001), p.88.

16) 西原正・土山實男共編,前掲,193ページ。

17) Department of Defense Office of International Security Affairs, United States Security Strategy for the East Asia-Pacific Region, February 27, 1995, "The World and Japan" Database Project, <<http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/texts/JPUS/19950227.01E.html>>.

ポート」は中国の軍事力増強、意図の不明確性、尖閣諸島（中国語名：釣魚台列嶼）や南シナ海に浮かぶ島嶼を含む領土紛争の存在などが周辺諸国に不安を引き起こしているとして、中国側の軍事的透明性を求めると同時に、アメリカが東アジアにおいて十万名兵力の駐留を引き続き維持し、日米同盟がアメリカの東アジア戦略の根幹であることを表明し、地域と世界の安全保障をめぐり、日本に一層の貢献を求める考えを示した。その後、中国はアメリカが李登輝台湾総統の訪米を認めたことへの抗議として、1995年7月から翌年3月にかけて、台湾海峡を標的とする弾道ミサイルの試射と、台湾侵攻を想定する大規模の上陸作戦演習を敢行し、いわゆる第三次台湾海峡危機を引き起こした。この危機はかえって日米同盟を強化する必要性を裏付ける証左となった。

その危機に対し、アメリカは横須賀を母港とする空母「インディペンデンス」を含む二隻空母機動部隊を台湾近海に急遽派遣し、中国への抑止を強化した。その一方、その危機によって悩まされて夜も眠れない橋本龍太郎首相（当時）は、日本国会で「強い懸念」を示したほか、対米支援など「危機管理四点」、つまり、在外邦人の救出、大量難民対策、沿岸警備・テロ対策、対米支援を関連省庁に指示した¹⁸⁾。田中明彦は、「アメリカや日本からの批判を一切無視するような中国の『文攻武嚇』政策が、日本の世論および自民党を中心とする政策担当者層に与えた影響は極めて大きく、その直後の日米安保共同宣言への支持を強くしたことは否定できない」と分析した¹⁹⁾。

1996年4月17、訪日したクリントン（Bill Clinton）米大統領と橋本首相との間に発表された「日米安全保障共同宣言」は、冷戦後の日米同盟関係の再定義の幕開けを示したものである。翌年9月、日米両政府はこの宣言を具体化し、「周辺事態」という概念を示す「日米防衛協力のための指針」（以下、新ガイドラインと略す）に合意した。「周辺事態」とは、「日本の平和と安全に重大な影響を与える事態で」あり、それは「地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである」²⁰⁾。日本の防衛と「周辺事態」とを結んだのは、新ガイドラインの重要な特徴である。台湾海峡紛争が「周辺事態」に含まれるかどうかについて、当時の内閣官房長官梶山静六は1997年8月17日、テレビに出演し、「理論的に、台湾海峡が含まれる」との認識を示した²¹⁾。これに対し、『人民日報』は、「これは中日国交正常化以来、日本政府高官が中国の内政に干渉した初めての発言」で

18) 船橋洋一《同盟漂流》（東京：岩波書店、1997年）、422-424ページ。

19) 田中明彦《アジアのなかの日本》（東京：NTT出版、2007年）、183ページ。

20) 日米安全保障協議委員会共同発表、〈日米防衛協力のための指針の見直しの終了〉、《外務省》、
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/kyoryoku.html>。

21) 〈台湾海峡も範囲内 周辺有事 官房長官が見解〉、《読売新聞》、1997年8月18日。当時自民党と連合内閣を組んだ小沢一郎・自由党党首も、日本の周辺に中国と台湾が含まれるのが当然であると表明した。信田智人《日米同盟というリアリズム》（東京：千倉書房、2007年）、161ページ。

あり、「日本が軍事力を以って台湾問題に介入しようという意図を示したシグナル」でもあると非難した²²⁾。また、田中均・外務省北米局審議官（当時）は、王毅・中国外交部アジア局長（現外交部長）の問いに対し、台湾海峡が「周辺事態」に含まれるかどうかは中国の決定次第であり、中国が台湾に戦争を仕掛けるならば、それは日本の安全保障に影響する重大な事態と見なされてもごく自然のことである、われわれはそのような判断を下すならば、新ガイドラインにしたがって行動をとらないといけないと答えた²³⁾。中国政府のプレーンと見られる劉江永・中国清華大学教授は、新ガイドラインが憂慮すべきのは、日米両国がその制定によって「台湾関係法」と日米同盟の戦略的リンケージを築き、台湾問題に介入するプラットフォームを日米両国に提供するということである²⁴⁾。

新ガイドラインのもう一つの特徴は、日本の平和と安全に重大な影響を与える「周辺事態」における日米両国の軍事的協力関係の具体的あり方についてである。日米安保条約第六条では、日本は「極東有事」の場合において、米軍が「日本国において施設及び区域を使用すること」を許すと規定するにとどまっていた。それを受けて旧ガイドラインも、日本が軍事基地の使用その他の便宜供与を行うと規定しているにとどまっていた。一方、新ガイドラインは、「周辺有事」において日本は基地など施設の使用をアメリカに許す「便宜供与」だけではなく、「米軍に対して後方地域支援を行う」、そして「情報収集、警戒監視、機雷の除去等」積極的な軍事協力をも引き受けることになっている。そこで、日本は新ガイドラインが有効的に機能することを確保するため、1999年5月国会で『周辺事態安全確保法』、『自衛隊法改正案』、『日米物品役務相互提供協定（ACSA）改正案』など関連三法案を通過させ、米軍が日本の周辺事態に介入する際、日本自衛隊の担う任務・役割を定めたのである。換言すれば、日本には、『台湾関係法』という法律が存在しないが、一旦アメリカが台湾海峡の危機に介入すると決めたら、日本は新ガイドラインと『周辺事態安全確保法』にしたがって米軍に後方支援を提供したり米軍作戦に関わる情報収集などをしたりすることができる。そこで、既述した劉江永の分析は杞憂ではない。

2000年以降、台湾の独立を掲げる民進党陳水扁政権は、サラミ戦術でいわゆる「法律上の独立」を推進することで、いたずら兩岸関係を緊張させた。それに対し、経済的・軍事的に台頭している中国は、対抗措置として「反国家分裂法」を制定し、「非平和的な方法やその他必要な措置をもって国家主権と領土保全を守る」と訴えた。中国の台頭

22) 〈「危険な言論」人民日報批判〉、《朝日新聞》、1997年8月20日。

23) 田中均・田原総一郎、《国家と外交》（東京：講談社、2005年）、160-161ページ。

24) 劉江永〈新「日美防衛合作指針」何以令人憂慮〉、《現代國際關係》、1997年第11期、頁45-52。

および台湾海峡情勢の変化（軍事的アンバランス）から生じた挑戦に対応するため、日米両国は積極的に中国を対象とする「ヘッジング戦略」（hedging strategy）を構築することに努めている。日米安全保障協議委員会（SCC、日本側の外務・防衛の両大臣と米側の国務・国防の両長官がそろって出席する、いわゆる「2+2」会議）は2005年2月19日、アジア太平洋地域における共通の戦略目標として、「台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す」、「中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す」ことを盛り込んだ共同文書を発表した²⁵⁾。その後、『共同通信社』は複数の日米関係筋の情報として、「日米両国外務・防衛当局者が2007年2月から中台有事に至る複数のシナリオの研究に着手する」と報じた²⁶⁾。また、2011年6月に発表された「2+2」会議の共同文書では、改めて「兩岸問題の平和的な解決」を求めるとともに、「兩岸関係の改善に関するこれまでの進捗を歓迎」と強調し、馬英九政権が行われている兩岸関係の改善策を後押しするように見受けられる²⁷⁾。さらに、2013年初め、日本防衛省は今後10～20年後の有事シナリオを練り、それに基づいて陸海空3自衛隊の防衛力を一元的に整備する「統合防衛戦略」の策定に着手したと報じられた。その中で、中国の台湾への侵攻という想定が対中シナリオに含まれていたとされる²⁸⁾。

五、中国の海洋進出と台日のシーレーン防衛への脅威

台湾と日本はともに四方を海に囲まれ、資源にも乏しい島国であり、国民の生存基盤のほとんどを海外からの輸入に頼っており、その9割以上がシーレーンから運ばれている。このことは、台湾と日本に向けてのシーレーンが遮断されるような状態が発生すれば、それは台湾、日本にとって致命的な事態となることを意味している。したがって、シーレーン防衛は台日両国にとって死活的に重要なことである。

米ソ新冷戦期間中、日米両国は1978年に制定された旧ガイドラインに基づき、シーレーン防衛をめぐる共同作戦計画の研究を進めてきた²⁹⁾。1981年5月に訪米した鈴木善

25) 外務省〈共同発表日米安全保障協議委員会〉、《外務省》、2005年2月19日、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/2+2_05_02.html>。

26) 〈中台の有事視野に対処計画 日米、補給・医療などを想定〉、《共同通信》、2007年1月4日、<<http://www.tokyo-np.co.jp/flash/2007010301000359.html>>。

27) 外務省〈共同発表日米安全保障協議委員会〉、2011年6月21日、《外務省》、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/pdfs/joint1106_01.pdf>。

28) 〈陸海空一元化「統合防衛戦略」に着手対中国有事など想定〉、2013年1月1日、《産経新聞》、<<http://sankei.jp.msn.com/politics/news/130101/plc13010111270006-n1.htm>>。

29) 防衛庁編《防衛白書》（1983年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1983/w1983_02.html。

幸首相は、日本周辺1000海里のシーレーン防衛を日本が担うと表明した³⁰⁾。鈴木の後を継いだ中曽根康弘首相は、日本列島をソ連封じ込めの「不沈空母」として海上防衛力を増強する措置を講じたのである³¹⁾。海上防衛力の整備について、中曽根内閣は「我が国は、周辺数百海里、航路帯を設ける場合はおおむね千海里程度の海域において、有事の際、我が国の海上交通の安全を確保し得ることを目標に、海上防衛力を整備している」という政府統一見解を示した³²⁾。もちろん、こうした日本のシーレーン防衛力の増強は、台湾とそのシーレーンの防衛にも寄与するわけである。

地政学的観点から見れば、中国大陸に近い台湾は、東シナ海と南シナ海の間に位置し、中国の沿岸部を二分し、日本列島、その南西諸島及びフィリピンとともに中国の沿岸部を事実上封鎖する状態においており、言い換えれば中国の海空軍が太平洋への進出を塞ぐことができるという位置にある。こうした台湾の地政学的価値を踏まえ、アメリカンエンタープライズ研究所（AEI）研究員マザー（Michael Mazza）は、「米のアジアへの回帰における台湾の決定的な役割」と題する論文で、オバマ（Barack Hussein Obama）米政権の「アジアへの回帰」（Pivot to Asia）又は「リバランス」（Rebalance）戦略が中国の冒険主義を抑止しようとするのであれば、台湾が中国の海空軍を第一列島線内に封じ込めるための「瓶のフタ」（Cork）といった重要な役割を演じることができ、仮に台湾が敵対勢力に支配されたら、アメリカはアジアの同盟諸国、特にフィリピンと日本への防衛が難しくなることに気づくだろうと論じている³³⁾。また、米ジョンズホプキンス大学高等国際関係大学院客員研究員ハルピン（Dennis P. Halpin）も米 National Interest 誌で、オバマ米政権の「アジアへの回帰」戦略における台湾の地政学的価値を強調する論文を発表し、アメリカが台湾への関与を減らせば、「パックス・アメリカナ」は根底から崩れることになると論述している³⁴⁾。当然のことながら、台湾が日米に敵視する中国に支配されたり、「パックス・アメリカナ」が崩壊したりすることで、

30) 西原正・土山實男共編《日米同盟Q & A100》（東京：亜紀書房、1998年）、195ページ。

31) 〈[特集]「自衛隊海外派遣」崩れたタブー意識＝毎日新聞社世論調査〉（1991/06/23 毎日新聞朝刊）、日本財団図書館《私はこう考える【自衛隊について】》、<http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2002/01257/contents/190.htm>。

32) 〈資料11 海上防衛力整備の前提となる海上作戦の地理的範囲について〉、防衛庁《防衛白書》（1984年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1984/w1984_9111.html。こうした見解は今も堅持されている。防衛庁編《防衛白書》（2010年版）、http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/2010/2010/index.html。

33) Michael Mazza, Taiwan's crucial role in the US pivot to Asia, July 09, 2013, <http://www.aei.org/outlook/foreign-and-defense-policy/regional/asia/taiwans-crucial-role-in-the-us-pivot-to-asia/>。

34) Dennis P. Halpin, "Don't Abandon Taiwan," August 1, 2013, *The International Interest*, <http://nationalinterest.org/commentary/dont-abandon-taiwan-8812>。

日米同盟は機能せず崩壊するかもしれない。

近年、中国が日本の尖閣諸島（釣魚台列島）への実効支配に挑戦する強い姿勢を示すと同時に、西太平洋における制海権を握るためと思われる海軍艦艇を頻繁に日本周辺海域で活動させ続けている。それに対し、日本は外交的・軍事的側面から対応措置を講じてきた。2010年5月25日、訪米した北沢俊美・防衛大臣は米国防長官ゲーツ（Robert M. Gates）と会談し、日本周辺海域における中国海軍艦艇の活動について、日米両国が協力して監視警戒活動を行っていくことで一致した³⁵⁾。ゲーツ長官の後を継いだパネッタ（Leon Panetta）は2012年9月17日、外遊先の東京で玄葉光一郎・外務大臣と森本敏・防衛大臣と会談し、尖閣諸島（釣魚台列島）への日米安保条約の適用については「我々は条約上の義務を守る」と述べた³⁶⁾。そして、パネッタの後を継いだヘーゲル（Chuck Hagel）現長官も、2013年4月29日行われた日米防衛首脳会談が終わった後の共同記者会見で、同月22～23日に訪中した米軍首脳が、尖閣諸島（釣魚台列島）をめぐる中国要人に強い「警告」を伝えていた秘話を明らかにしたうえで、「尖閣諸島は日本の施政下に置かれており、日米安全保障条約が適用される」という米政府の立場を改めて強調した³⁷⁾。それに加えて、2010年9月23日、ニューヨークで行われた日米外相会議でクリントン（Hillary Clinton）米国務長官は、前原誠司・外務大臣に対し、「尖閣諸島は日米安保条約第5条の（適用）範囲に入る」とコミットした。クリントンの後を継いだケリー（John Forbes Kerry）長官も2013年2月22日、訪米した岸田文雄・外務大臣との会談で尖閣諸島（釣魚台列島）が日米安保条約の適用範囲にあるとの「揺るぎのない立場」を確認した³⁸⁾。さらに、米議会上下両院も2012年12月20, 21日、前後して尖閣諸島（釣魚台列島）が日米安保条約第5条の適用対象と明記する条文を盛り込んだ国防権限法案を可決した³⁹⁾。

一方、軍事面では、日本防衛省は中国の軍事力増強と尖閣諸島（釣魚台列島）への対

35) 佐々木類〈中国海軍の動向監視で一致 日米防衛相会談〉、2010年5月26日、<<http://sankei.jp.msn.com/world/china/100526/chn1005262023004-n1.htm>>。

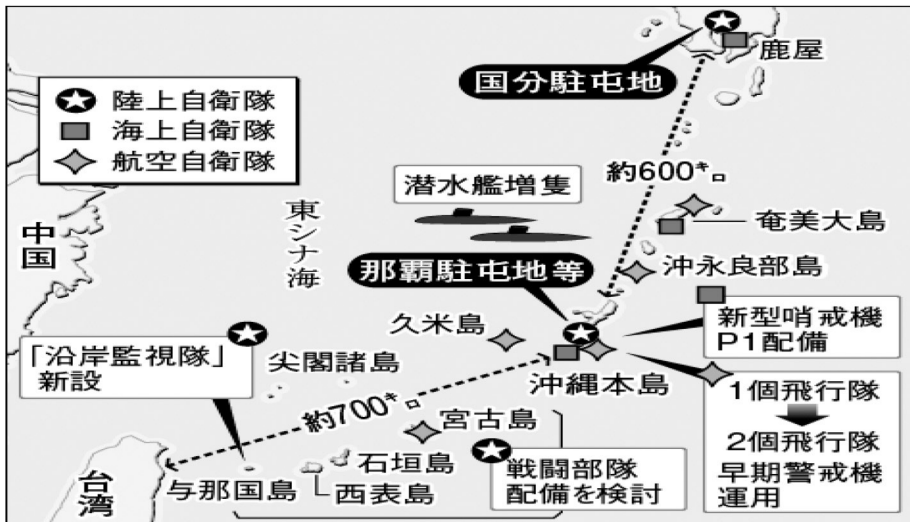
36) 「『尖閣、日米安保の対象』 米国防長官、防衛相らと会談」、2012年9月17日、《朝日新聞》、<<http://www.asahi.com/special/senkaku/TKY201209170185.html>>。

37) 秋田浩之〈尖閣問題、米軍トップが中国に伝えた警告〉、2013年5月7日、《日本経済新聞》、<http://www.nikkei.com/article/DGXNASFK0200T_S3A500C1000000/>。

38) 志磨力〈クリントン米国務長官「尖閣は日米安保適用対象」〉、2010年9月24日、《読売新聞》、<<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20100924-OYT1T00086.htm?from=main6>>; 〈尖閣での「自制に敬意」 安保適用「揺るぎない立場」〉、2013年2月23日、《産経新聞》、<<http://sankei.jp.msn.com/world/news/130223/amr13022310460006-n1.htm>>。

39) 「『尖閣は日米安保の対象』 明記 米議会、法案可決」、2012年12月22日、《日本経済新聞》、<http://www.nikkei.com/article/DGXNASGM2202Y_S2A221C1NNE000/>。

2015年度までの南西諸島の防衛計画



出典：「【図解・行政】2015年までの南西諸島の防衛計画」、『時事ドットコム』、<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/101217/plc1012171032005-n1.htm>。

応を念頭に、南西諸島に配備する計画を検討していると報じられた⁴⁰⁾。さらに、2010年12月3-10日、日米両軍がこれまで戦後最大規模の陸海空と海兵隊（米陸海空軍・海兵隊と合わせて隊員は約4万4500人、艦艇は約60隻、航空機は約400機）の統合軍事演習を行い、その中では中国軍による尖閣諸島（釣魚台列島）など離島の上陸を想定する「離島奪還作戦」演習が含まれた⁴¹⁾。同17日に公表された「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」では、冷戦期以来、日本が北方防衛を重点に置いた防衛戦略を南西諸島防衛に切り替える戦略転換を行ううえで、沖縄の航空自衛隊戦闘機部隊の一個飛行中隊増加や潜水艦配備数の増加などの方針（上記の図を参照）を打ち出した⁴²⁾。

2011年2月、米軍統合参謀本部は、「国家軍事戦略」を公表し、中国への不信感が高まっている実情を反映し、中国軍の活動への懸念を表明するうえで、同盟国や宇宙空間、サイバー空間、黄海、東シナ海、南シナ海など世界の共有物の利用を脅かす場合には、「行動で示す用意がある」と警告した⁴³⁾。中国は2002年の中国共産党第16期党大会で海洋

40) 〈沖縄の陸自倍増4千人に 新大綱で防衛省〉、2010年11月22日、《Japan Press Network 47NEWS》、<http://www.47news.jp/CN/201011/CN2010112101000478.html>。

41) 〈3日から始まる日米軍事演習「キーンソード」の狙いは〉、《産経新聞》、2010年12月2日、<http://sankei.jp.msn.com/world/america/101202/amr1012021531010-n1.htm>。

42) 〈防衛大綱が閣議決定 対中シフト鮮明に 沖縄の戦闘機部隊、潜水艦を増強〉、2010年12月17日、《産経新聞》、<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/101217/plc1012171032005-n1.htm>。第二次安倍晋三内閣は2013年1月、中国の脅威に備えるための自衛隊戦力の増強を念頭に、同大綱を凍結し年内をめどに新たな大綱を作ると決めた。

43) 弟子丸幸子「米、中国軍の近代化に強い懸念 統合参謀本部が報告書」、2011年2月9日、《日

強国を目指すという国家の戦略目標を掲げている。その目標を実現するため、東シナ海を含む西太平洋における制海権を掌握することは不可欠となり、その際、尖閣諸島（釣魚台列島）周辺海域はカギである⁴⁴⁾。西太平洋の制海権が中国に握られる場合、日本防衛の戦略的空間は圧縮されたり、日本の南西航路も中国の脅威にさらされるだろう。同じ状況を台湾に当てはめる場合、中国軍がその兵力を台湾東部海域に展開する能力を持つのであれば、台湾を挟撃する態勢を形成し、台湾の安全保障の重大な脅威になる。

六、結びに代えて

以上の議論からわかるように、日本が台湾海峡の安全保障と日本防衛とをリンクし、それにコミットした最大の原因は、アメリカが中国による台湾に対する武力侵攻に対抗するとき、日本はアメリカの同盟国として米軍に後方支援を行わなければならない、そして、この台湾有事は日本を巻き込んだ紛争へと拡大する恐れがあるというシナリオにある⁴⁵⁾。サミュエルズ (Richard J. Samuels) が指摘するように、台湾有事が発生した場合、日本がアメリカを支援できなければ、日米同盟は崩壊するだろう⁴⁶⁾。要するに、日米同盟が機能し、台湾海峡の安全保障にコミットする限り、台湾有事は日本有事に発展する確率がきわめて高い。そして、もう一つの原因は、日本にとって最も重要なシーレーンとされる南西航路は、台湾近海を通らなければならないというシナリオにある。台湾が台頭している中国に支配されると、日本にとってそれは、従来日米同盟が第一列島線で中国を封じ込めてきたシナリオから、シー・レーンを中国に支配され、逆に包囲されるというシナリオに取って代わられることを意味するのである。平松茂雄の言葉を借りて言えば、南西航路のシーレーン防衛のためには、日本は台湾と連携せざるを得ないというのである⁴⁷⁾。

こうして、日米同盟の信頼性を維持するに加えて、台湾の地政学的戦略価値および通商国家日本の本質から見れば、台湾海峡の平和と安定は、日本の重大な安全保障的利益

本経済新聞》、<<http://www.nikkei.com/news/category/article/g=96958A9C9381959FE2EBE2E0848DE2EBE2E0E0E2E39C9CE2E2E2E2;at=DGXZZO0195570008122009000000>>。

44) 中国の専門家は、中国本土に近い釣魚台には中国東部沿岸を監視しその潜水艦活動を偵察する基地やミサイル防衛システムを建設する軍事的価値がある。金熙徳『21世紀初頭の日本政治與外交』（北京：世界知識出版社、2006年）、頁271。

45) 樋口譲次〈台湾有事は日本有事と心得よ〉、2012年03月22日、《JB-PRESS》、<<http://jbpress.ismedia.jp/articles/print/34792>>。

46) リチャード・サミュエルズ著／白石隆訳『日本防衛の大戦略』（東京：日本経済新聞社、2009年）、199ページ。

47) 平松茂雄『中国は日本を併合する』（東京：講談社インターナショナル、2006年）、183ページ。

に係わるのが揺るぎのない事実である。双方の緊密な経済貿易関係に加えて、台日両国の「運命共同体」関係はすでに結ばれていたわけである。英国で有名な王立統合防衛安全保障研究所（Royal United Services Institute, RUSI）の「東方の雪解け」（An Eastern Thaw）と題する研究報告が述べたように、安全保障の側面から言えば、日本が台湾海峡の安全保障を抱える悩みは、中国が「マラッカ・ジレンマ」を抱える苦しみと等しい。そこで、同報告は「台湾にとって日米安保体制は重要であるが、日米安保体制にとって台湾はもっと重要であり、双方は『唇亡びて齒寒し』という助け合う関係にある」と結論付けたのである⁴⁸⁾。したがって、台湾海峡を含むアジア太平洋地域における米中のパワー・トランジションが起こりうるというシナリオにおいて、いかに中国の軍事力増強に対応するかを考えると、アメリカの同盟国・準同盟国である日本と台湾は、自国の防衛力を増強すると同時に、アメリカとの安全保障上の協力を深めるという「ヘッジング戦略」が求められる。それは、中国の冒険主義的行動のリスクに対して集団的に備えようとする「備えあれば、憂いなし」である⁴⁹⁾。

それにしても、1972年の国交断絶から40年を超えた現在、台日両国の間には、2003年1月からはじめて退役自衛官を防衛駐在官として台湾に派遣することを除いて、安全保障イシューをめぐる対話のチャンネルがほとんど存在しない。マスコミの報道から分かるように、双方の軍事交流や対話があっても、そのレベルは低くて、回数も少ないということが明らかである。石破茂・元防衛長官（現自民党幹事長）は、長官に退任した後、日本政府が積極的に台湾海峡の安全保障に関与すべきだと呼びかけたのである⁵⁰⁾。要するに、日米同盟と台湾が連携して台頭している中国の勢力または脅威を「バランス」させるには、台湾と日本の軍事的協力を一層強化することが必要である。

48) 黎建文〈RUSI：中国若犯臺美日必介入〉，《自由時報》，2007年10月24日，〈<http://www.libertytimes.com.tw/2007/new/oct/24/today-o3.htm>〉。

49) 山本吉宣〈ねじれ（不整合）の時代の米中関係と日本—距離とサイズの国際政治学〉，平成23年度外務省国際問題調査研究・提言事業《日米中関係の中長期的展望》（日本国際問題研究所，平成24年3月），〈http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/H23_Japan_US_China/02_Yamamoto.pdf〉。

50) 張莉霞〈日右翼團體聲稱要幫臺維持現狀 加強美日臺合作〉，《環球時報》，2006年6月24日，〈http://big5.china.com.cn/overseas/txt/2006-06/24/content_6254178.htm〉。